国鉄[1]通信教育の立上げについて
- 規程・要領・基準・手引を手がかりとして -

長谷川晴通（静岡県立大学　科目等履修生）

１．はじめに

『日本国有鉄道百年史』は、幕末から昭和 40 年代中期にかけて鉄道が体験した様々な出来事を記したものである。この「鉄道史」には職員の養成・教育に関して多くのスペースが割かれており、鉄道には職員教育に関する長い歴史とノウハウがあったことが分かる。鉄道では鉄道教習所（学園）における集合教育を養成・教育の中心に据えていたのであるが、そこで学ぶことの出来る生徒は全職員数に比して圧倒的に少なかった。

鉄道の再生が急務とされた終戦後、少数の選ばれた職員を長期間収容していたのでは教育程度の落ちた多数の職員を安価で効率的に教育することは到底叶わなかった。そのような逼塞した状況を打開し、多くの職員に学習の機会を与えたのが通信教育である。

GHQ の無理難題ともいえる要求から始まったことではあるが、この方式は立上げ直後から分割民営まで､集合教育と並んで国鉄教育の表看板であった｡莫大な赤字と果てしない争議の末に崩壊した国鉄だが、そこには充実した通信教育が育っていたのである。本論文の目的は、鉄道員たちがどのようにして通信教育を立ち上げたのかを明らかにすることである。

なお、通信教育採用の検討を始めた 1948 年に官立鉄道（運輸省鉄道総局）であったものが、それから１年も経たぬうちに公共企業体日本国有鉄道となっている｡本稿では組織名が煩雑になるのを避けるため、通信教育立ち上げの時代を全て「国鉄」と呼ぶこととする。（注１参照）

２．先行研究

国鉄部内資料や鉄道受験雑誌を除けば国鉄の通信教育について記述したものは少なく、刊行されたものとしては「日本近代教育百年史」と「国労 50 年史」、論文に至っては「公共企業体の人事労務管理 - 国鉄における実態調査の報告（津田真澂)」が見られる程度である。

３．課題

国鉄通信教育は発足から 5 年後には受講者数 11 万人超、開講講座数 50 超となっていて、極めて順調な滑り出しをしている。本稿は、通信教育立ち上げにあたり国鉄がどのような施策を打ったのかを、規程・要領・基準・手引などを手がかりに探っていく。学校通信教育が長年に亘って抱えていく問題も、国鉄は、開講前に国鉄職員の憲法ともいえる規程を利用して解決を試みている。

このようなことについても、本稿は規程類を参考にして考えてみたい。

学校通信教育は、教科書執筆もスクーリングもレポート添削もプロの「学者」や「教師」が行うことになっていたのだろうが、次に述べるように、通信教育を導入して 20 年を経た時にも多くの問題点が存在していた。

その理由は何だったのだろうか、教育が本業でない国鉄にできたことがなぜ教育のプロは早急に解決できなかったのか、こういうことを考える資料にもなれば良いと考えている。

４．学校通信教育の問題点

日本通信教育学会報通巻 48 号の「通信教育この 1 冊」欄において、朝日稔の『私の手帖―その遥かなる道―』からの 3 つのエピソードが紹介されている（石原朗子 2017)。そこには IFEL[2]におけるヤング [3]の講演から朝日が得た感想、実践の中で朝日自身の中に生じた想い、そして、石原の提言等が述べられている。

- リポート指導は「迅速、丁寧、正確」を旨とするべきである。
- リポート添削は「納得するよう指導」するべきである。
- 血の通った通信教育にするためには「学習者を大人（大人になる手前の人間)」として扱う姿勢、すなわち「学習者一人一人を大切にする姿勢」が必要である。

また、日本通信教育学会報通巻 42 号では、1965 年代半ばにおける大学通信教育の問題点が取り上げられている（鈴木克夫　2011）。

・改訂の進まないテキスト
・返却が遅れがちのレポート
・過重なスクーリングの負担
・通学課程とは著しく異なる社会的待遇

終戦直後に導入されてすでに 20 年が経過した頃でさえ、学校通信教育にはこのような問題があったとしているのである。さらに、日本通信教育学会の研究交流集会案内の中で次のようなことが言われている。（白石克己　2019）。

対面教育（通学式授業）を前提としない通信教育は、指導者と学習者との「やりとり」（相互交流）が欠かせない。 そして、その「やりとり」はメール（郵便を含む）による多彩な相互交流を必要とする。 この点で、従来の間違いを直し正解へ導く「添削」とは異なる発想が求められる。すなわち、下記のようなことが必要である。
・受講者を励ましたり鎮めたりするメタ・メッセージの提供
・受講者同士のコミュニケーション
・支援者には新たな倫理的側面と学習者の心理的側面とを考慮する必要がある。

学校通信教育は導入当初から今日まで、このような問題を内在しながら進められてきた。（この問題については次項で検討する。）

５．通信教育の問題点と国鉄の対応

国鉄は、通信教育を運営する上で発生することが予想される問題点を事前に把握し、対策を「日本国有鉄道通信教育規程」（1950 年 3 月 1 日制定）に盛り込んだ。前項に挙げられている石原の「学習者一人一人を大切に」と「納得できるレポート指導」、石原と鈴木の「レポートの早期返却」、鈴木の「努力に対する評価」についても規程の中に該当箇所を見出すことができる。規程には特に明記されていないが、「過重なスクーリングの負担」と「テキスト改訂」は 2-4 と 2-5 で、白石の主張については鉄道教習所の講師が言及しているので 4-6 で説明する。

５-１．学習者一人一人が大切にされているか

これは受講生の権利に関する部分であり、規程では３つに分けて説明している。

8 条 受講生は複数の教材によって学習を支えられる。
9 条 受講生は講師と質疑応答を行うことができる。
15 条の 2　受講者は過度の負担を与えられない。
16 条　終末（修了）試験不合格者は、一年以内に一回、再試験を受ける機会がある。

条　項	条　　文
8 条 2 3	通信教育の講座の講義は、教材によって行う。 教材は、次の 2 種とし、1 分冊ずつを一括配付する。 教　科　書 学習指導書 学習の便を図るため、別に補助教材を配布することがある。 「注」「補助教材」とは、一般指導上の注意、指示及び連絡事項等を集録して、生徒の勉学効果をあげるために配布するものであつて、いわゆるレッスンサービスをいう。
9 条 2	生徒は、講義について、疑義又は不審があるときは、質問票（様式第 3 号）を用いて指導講師に質問することができる。 指導講師は、前項の質問を受けたときは、すみやかに回答しなければならない。
15 条	当該講座の課程を修め、報告課題に対する報告を完了した者は、終末試験を受けることができる。

15 条の 2	当該講座の課程が 3 分冊以上にわたるときは、全課程の中間において、前条の終末試験の一部を分割して行うことができる。
16 条	前条の終末試験に不合格の者は、1 年以内に再試験を受けることができる。但し、再試験は、2 回をこえて受験することができない。

5-2．レポート指導と返却

指導講師の義務に関する事柄も規程に明記されている。

10 条　講師はレポート受領後 3 日以内に添削指導をして返却しなければならない。

11 条　講師はレポートを出さない者の状態を把握しておかなければならない。

12 条　講師は受講生への指導と激励をしなければならない。

条　項	条　　文
10 条	生徒は、定められた課程の学習を終えたときは、学習指導書に添付した報告用紙を用いて、すみやかに報告課題に対する報告を提出しなければならない。
2	前項の報告課題に対する報告を提出しない生徒には、次の教材を配布しない。
3	指導講師は、第 1 項の報告を受けたときは、3 日以内に添削指導を行い、これを、生徒に返送しなければならない。
11 条	前 2 条の場合指導講師は、成績その他指導上必要な事項を記録して置かなければならない。
12 条	指導講師は、常に生徒の学習状況に留意し、必要があるときは臨時指導又は激励につとめなければならない。

5-3．努力は正しく評価されているか

これはインセンティブに関する部分である。国鉄職員が通信教育を受講する目的として、興味に基づくもの、職務上の要請、クレジット（修了試験合格による鉄道教習所（学園）入所試験および各種昇任試験での科目免除）が一般的であるが、通信教育導入の初期には、部下の通信教育受講を指導するために同じ科目を学ぶ管理者も存在した。いずれにしても受講目的の第一位は昇任および入所試験のための科目免除である。次に修了試験に関する規程を示すが、この中には普段の努力も評価されることが記されている。

条　項	条　　文
17 条	講座の合否は、終末試験の成績に、平常点を加味して決定する。
2	平常点は、報告課題に対する報告の成績を基準とする。
18 条	所長は、当該講座の課程を修め、報告課題に対する報告を完了し、前条による成績の考査に合格した者には、その講座の修了証書を授与する。 前項により講座を修了した者は、当該講座修了の旨履歴書に追記方を所属長に願いでることができる。
19 条	所長は、学業成績が優等であって、他の模範となるべき者には、賞状を授与することができる。
2	指導講師は、前項の質問を受けたときは、すみやかに回答しなければならない。
22 条	第 18 条により通信教育の講座を修了した職員には、鉄道教習所、職員養成所（駅務科、庶務経理科及び信号操車科に限る。）又は技能者養成所（高等科に限る。）の部科の入所試験に際し、当該講座に相当する学科目の受験を免除し、入所を許可されたときは当該講座を所内において学習するに要する日時に相当する期間を、所定の修業期間から控除して、これを短縮することができる。
2	前項の修業期間の短縮方については、別に定める。
22 条の 2	第 18 条により通信教育の講座を終了した職員には、各職の採用試験に際し、当該講座に相当する学科目の受験を免除することができる。
2	前項の受験科目の免除方については、別に定める。

５-４．スクーリング

「スクーリングが受講者の負担になっていないか？」ということについては、国鉄が輸送業であることを活用して負担軽減に努めている。学校通信教育では夏季休暇等を利用して学校に生徒を集め、教室内で講義を実施するが、国鉄の受講生は駅または駅周辺で仕事をしていることが多いため、あらかじめ現場長や学習グループと打ち合わせた場所に講師が出向いて指導をすることが多かった。

受講生が教習所（学園）などの指定された場所に出向いて指導を受ける場合は、これを準公務として取扱って受講者の経済的負担を軽減し（「八十年史」1952）、また、講師には臨時乗車証を交付した（「通信教育 10 年史」1960）。

国鉄には公務、職務、通勤などの部内用乗車証があったが、通信教育は規程により勤務時間外の学習と定められていたためこれらの乗車証を発行する事ができず、受講生には準公務として臨時乗車証を発行したのである。この乗車証は「国鉄通信教育の面接指導及び終末試験に出席する場合、部内で行なう健康診断を受ける場合、あるいは教習所（学園）の生徒が修学旅行をする場合に交付される」ものであった（「われらの国鉄」1962）。

５-５．テキスト等の刊行と改訂

> 「国鉄通信教育の当面する問題は二つあり、その第１は講座の若返りである。通信教育の役割が再教育的色彩から、国鉄近代化にともない、新しい知識、技能習得の推進役に変化すべきである現在、その教科書の内容もこれに合致したものであるべきことはいうまでもない。しかしながら近代化のテンポは非常にはやく教科書の改訂や新刊が、このテンポになかなかついていけない憾みがある。また近代化のやり方もいろいろ試行的要素を含みながら進行するため、その内容が不安定といわざるを得ない面がある。また、だいたいの方向は定まっていても、内容の不確定な面もあって、教科書の作成についてその対象が固まらず、内容の安定をまっていてはテンポにおくれるといったような悩みがある。したがって教科書の内容を決定または改編する時期が常に問題になる。」

開講から２年半を経た頃には教科書・指導書・報告課題の改訂が重要な課題となってきた（「八十年史」1952）が、講座数と受講者数の伸長に伴う講師の業務量増加ほかの理由により、改訂作業が進まなくなった（「通信教育１０年史」1960）。

このような低迷状態が長く続いた後に、動力近代化（蒸気機関車廃止、新幹線開通）や電子計算機導入などに伴って講座の廃止と新設が次々に行われるようになった。新設されたのは、コボル、変電所、CTC（列車集中制御装置）、継電連動装置、フォートランなど、国鉄の技術を近代化に導くための講座であった（「中央鉄道学園史」1987）。

６．国鉄に通信教育が導入された経緯

ところで、終戦直後の 1948 年 3 月に、国鉄でも通信教育導入の話が持ち上がっていた。国鉄には部内職員教育に関する実績があったが､それは少人数を対象とするものであり､教育期間は最長で 3 年と長く、さらに、各部門のカリキュラムには普通学科が含まれていた [4]。

それは、戦前の鉄道教習所は「良質の国鉄（官立鉄道）職員を確保する施設であると同時に、不遇な境遇によって正規な教育を受けられない青少年従業員に教育の機会を与えるという、社会政策的な意味もある」と認識されていたからである。日本近代化には技術者の養成が必至であり、鉄道教習所生徒に大学学部と同程度の技術科目と一般科目を教授し、将来の中堅幹部としての教養を身につけさせるのは当然という時代背景があったのである（山本礼子　2002）。

だが、CTS（総司令部民間運輸局）から SCAP（連合軍最高司令官）の方針として運輸次官に手交された覚書 [5]を受け取った国鉄では、CIE（民間情報教育局）職員のモス [6]の示唆を受け入れて通信教育を導入することとなった。戦争の影響で教育レベルが落ちた多くの職員 [7]に対し、安価で効率的に教育できる方法として、通信教育は当を得たものだったからである。

当初、通信教育による技術教育は無理との懸念もあったが、関係者の努力もあって、鉄道にとってこれ

が極めて有効な手段[8]であることが判明した。また、通信教育の利点が国鉄幹部に理解されず[9]、担当者への苦情もあったが、これも実績を積み重ねることによって解消された。通信教育はこのようにして定着し、分割民営後もＪＲ各社に採用される基を築いたのである。

CTS の覚書を受け取った際、教育については CIE のモスに指導を仰ぐようにとの付言があり、約 3 カ月後に制度（教科課程、教育機関、運営）に関する資料を提出した。その際、モスが問題にしたのは次のような点であった[10]（「通信教育五年の歩み」1955）。

６-１．モスの指摘

・学校教育と重複した部分が多い。
・所要程度の学校卒業者を採用すれば十分に間に合う普通学科部分が含まれている。
・上記に伴って修業期間が長すぎる。

モスの指摘はこのようなものであった。この指摘は内容面でも費用面でも納得できる部分が多く、しかも、教育の機会均等という考え方にも適うものであった。このような条件に適うものの一つが米国で普及している通信教育であり、財政が逼迫している国鉄にとっても有力なアドバイスだったため、これこそが公共企業体日本国有鉄道に望ましい姿であるとさえ考えた者もいたのである。

６ － ２鉄道教育刷新基本要綱

国鉄は 1948 年 9 月に鉄道教育刷新基本要綱を決定し、これからの鉄道教育のあり方を明示した。通信教育導入に関する項目も基本要綱に明示されたが、これは戦後日本の教育に採り入れられたものであり、これを鉄道教育のような大規模な職業に採用したのは初めてのことであった。

鉄道教育は終戦の混乱に対処して、国家再建の任務を完遂するために、存来の制度を拡充して職員の素質の向上を図ってきたが、それらの措置は職務を濃化したことは否定できないし、その結果は職能教育本来の目的が混迷に陥ってきた嫌が生じてきた。一方、国の文教制度の改革も漸く軌道に乗ってきた今日、鉄道教育の体系を職能教育に一貫せしめるために左記方針によって刷新することとする。

記

1　養成の性格
(1) 養成はすべて各科毎にめざす職名を明らかにすること。
教科課程はそのめざす職名を分析して必要なものをもって構成する。
(2) 構成は学校教育の基礎につみ重ねる。
普通学の教授は職務に関連する最小の範囲に限定する。
このためには職務毎に必要な学力を指定する。
(3) 養成は努めて実務を通じて行なう。

- 中略-

5　職員の教養の向上
(1) 職務のかたわら学力確保する希望を有する職員に対して<u>通信教育</u>を利用し易からしめる様積極的にあっせんする。

「日本国有鉄道百年史　第 10 巻」p369～371

６-３．通信教育導入の準備

通信教育の検討を始めた時、国鉄は私立大学や民間に範を求めることになった。対象としたのは慶応大学、法政大学、秋田鉱専、ラジオ講座、電気工事講座、USAFI（米軍教育協会）東京支部、ICS（国際通信教育学校）である。慶応大学の山本教授など多くの権威者に意見を聞き、二宮視学官の教えを求めもしたが、実施経験が少なかったり国鉄とは目的が違ったりで、具体的な指導を求めるには至らなかった （通信教育五年の歩み　1955）。だが、USAFI には 70 年間の成果があり、営利的でないことなどもあり、これを国鉄風に修正しながら 1950 年 4 月開講に向けて進むこととなった。

鉄道業務は全てが法律と規程 に従って運営されるため、通信教育を開始する前の 1950 年 2 月にはまず日

本国有鉄道通信教育規程が制定された。

ここで特筆されるのは前項で紹介したような問題を生じさせないための処置が規程の中に明記されていることである。通信教育を実施する上で生じる問題を国鉄が事前に把握し、規程に対策を盛り込んでおいたことの意味は極めて大きい。国鉄が通信教育を成功させられたのは、独立採算制への移行を控えた時期での強要とも思われる CTS の姿勢から、後戻りはできない、逃げられない、という真剣さがあったからだとも言える。

７．施策について

国鉄が通信教育を検討せざるを得なくなったのは公共企業体移行の約１年前である。通信教育が成功したのは、講師のための施策を早期に整え、講師たちが迷うことなく業務に邁進できる環境を整えたことが最も大きな要因と考えられる。下の表は当時実行された施策の一部である。

表１．施策に関する年表（1949 年～1955 年）

西暦	月	事　　項	対象者
1948	9	「鉄道教育刷新基本要綱」を決定	
1949	8	本庁養成課主催「通信教育準備打合会」を開催（本庁）	
	8	執筆促進のため「全執筆者の打合会」を開催（第１回）	
	10	本庁主催「第１回指導講師講習会」を開催　10/3～6（４日間）	講師
	11	『通信教育情報』第１号を発行　（第６号で終刊）	受講生
1950	2	鉄道公報に「日本国有鉄道通信教育規程」制定を記載　2/17	
	3	中央鉄道教習所主催「指導講師講習会」を開催	講師
	4	「通信教育教材編集実施規程」を制定	
	4	『通信教育受講生のしおり』を発行	受講生
	4	「通信教育指導要領」の制定	講師
	5	通信教育講座を開講　全 7 講座	
	5	東鉄局と「教材編集打合会」の実施	
	5	補助教材 B　『レッスンサービス「いけぶくろ」』第１号発行　5/15	受講生
	7	「賞状」および「賞牌」の授与を実施	受講生
	8	補助教材（A)『鉄道公用文』の発行	受講生
	8	第１回「面接指導」を実施。（千葉車掌区）　8/29	受講生
	9	第１回「終末試験」の実施　（鉄道公用文）　9/1	受講生
	11	「教材審査基準」の制定	
	12	『通信教育執筆の手びき』を作成	講師
1951	8	「通信教育講座の分割受講の取扱」を依命通達	
	12	『通信教育教材執筆の手びき』改訂版を発行	講師
1952	7	「通信教育終了による鉄道教習所入所試験免除」が依命通達により一	
	9	『講師手引き書』作成	講師
		【『講師手引き書』第２版出版　1958 年 12 月】	講師
1953	2	PR 用スライド『教材のできるまで』を作成	受講生
	3	「１００分冊完成、記念式典」の開催	
	3	『通信教育受講生のしおり』改定版を作成	受講生
	4	「相談室」開設　4/9	受講生
	4	スライド劇『希望』の作成	受講生
	5	『通信教育生徒会』がはじめて結成（5/18　八王子支区)、(5/30　沼津	受講生
	8	『通信教育生徒証』を発行	受講生
	12	レッスンサービス『いけぶくろ』を第一部、第二部用に分けて発行	受講生
		（第一部は１号、第二部は３０号として）	
1954	2	「定期スクーリング」が開設された。（毎月第１水、木曜日）	受講生
	8	関東総支配人管下「通信教育研究会」の開催　8/19	
	10	東日本地区「通信教育研究会」の開催	
	11	「通信教育講座修了に伴う鉄道教習所等の入所資格」その他が	
		依命通達により一部変更	
	12	『終末試験問題集』の作成　※時期不明確	受講生

	12	『通信教育の学び方』を発行	受講生
1955	4	「定期スクーリング」を毎週水曜日に実施することとなる	受講生
	4	「終末試験」の隔月実施　（1955 年度以降）	受講生
	4	「通信教育規程」の一部を改正	

【中央鉄道教習所「通信教育五年の歩み」日本国有鉄道,1955 年, p 128～129】

この表で特徴的なのは講師を支援する施策が多いことである。1950 年 5 月の開講前に 2 度の講習会が実施され、開講の直前に「通信教育指導要領」も制定されている。また、開講後に「通信教育執筆の手引き」と「講師手引き書」が２度にわたって作られている。鉄道教習所講師として対面で指導した経験は豊富でも、通信教育の教科書・学習指導書の執筆や、レポート・面接の指導などは全く経験のない人ばかりである。この人たちに通信教育に関わる業務を、円滑に、意欲を持って、迷いなく、安心して取り組んでもらうため、知識を与えることが必要だったのである。

７-１.「指導講師講習会」の開催

指導講師は生徒の質問に答えたり臨時指導をしたり、報告課題（レポート）の添削をしたりして適切な学習指導を行う必要がある。このために、まず指導講師を養成する必要があった。

本庁主催の第１回目講習会は1949年10月の３日から６日にかけて開催､場所は池袋の東京鉄道教習所、出席者は国鉄本庁養成課、鉄道局人事教育担当者、鉄道教習所及び職員養成所の講師 79 名である。

講師および内容		
所　　属	氏名等	内　　容
国鉄職員局	局長	訓示
CIE（民間情報局）	モス氏	記載なし
CTS（民間運輸局）	ロワード氏	アメリカ通信教育について
国鉄本庁養成課	課長	国鉄通信教育の構想
文部省	視学官	日本における通信教育の現状と将来
慶応大学通信教育部	山本敏夫氏	通信教育発達の経緯と実際上の諸問題
慶応大学通信教育部	白神俊彦氏	インストラクションの仕方について
日本電気協会	山崎次雄氏	記載なし
研究討論		
通信教育企業上の諸問題について		
テキスト、ガイドブック、補助教材について		
その他研究課題について		

【中央鉄道教習所「通信教育五年の歩み」日本国有鉄道,1955 年, p 30】

中央鉄道教習所主催「指導講師講習会」の開催は翌年３月、慶応大学の白神俊彦氏、日本大学の長谷川了氏ほか１名、いずれも学習指導についての具体的な講話であった。こういう会合を通じて関係者の間に通信教育の実体と指導の要領とが把握されていったのである。

（通信教育五年の歩み　1955)。

７-２.「通信教育指導要領」の制定

本要領は開講が目前に迫った時期に制定された。質問票への指導や報告課題の添削をどのように行えばよいのか、対面指導の経験しかない鉄道教習所や職員養成所の講師にとっては切実な問題であった。開講初年度の受講者が管理者を含め３万５千人を超える有様では、指針は必須だったのである。彼らが一番心配したのは報告課題にコメントをつける作業である。通信教育の指導は迅速、正確、親切に行わねばならないため、いくつかの見本の文章を用意したり、成績不良者のためには文章を彫り込んだ印が用意されたりしたのである。本稿では「通信教育指導要領」のうちの「質問の回答並びに報告課題に対する添削要領」から、主としてコメントに関する項目を掲載する。

質問の回答並びに報告課題に対する添削要領

指導講師は、生徒から質問又は報告課題の提出を受けたときは次の要領で行う。

一．報告課題の採点は、百点を満点とし、一講座の平均七十点以上を合格点とする。

2　採点は各問題ごとに行い、総点数は報告課題の氏名欄の上部に記載し、指導講師の認印を押す。

3　採点及び添削講評には赤インクを使用する。

二．報告課題に対しては、誤りがあればその箇所を十分に指摘し、成績不良（おおむね五十点以下のモノ）の者には、第一次課題の答案を再提出させる。

2　再提出の成績も不良の場合は、生徒の学習状況を調査し、第二次報告課題を作成し、その課題に対する答案を提出させる。

3　一講座の報告課題の平均点が合格点に達しない場合は、合格点に達しない報告課題を再提出させる。

4　同一生徒の添削は、つとめて同一講師が行い、成績その他学習上必要な事項を記録しておく。

三．添削指導については、おおむね次の要領で行う。

1　添削に当っては、全般をにらんで懇切適確に指導する。

2　正解の部分には赤丸をつけ、できるだけ明快な字句を用いて激励する。

例　○非常によく理解している。　○実に要領を得ている。
○適確にまとまっていてよろしい。　○解答の順序がよくできている。
○他の方法によって解答して見て下さい。

3　誤りの箇所には赤線を引き、又は×印をつけるなどして指摘し、なるべく明瞭に誤りの理由を述べる。

例　○要点をつかんでいない。　○問題の考え違いをしている。
○教科書の理解が足りない。　○公式の使い方が違う。
○単語の研究が足りない。　○大切な○○を忘れている。
○教科書の○○のところをよく読んで見なさい。

4　誤りではないが注意する場合。

例　○教科書丸うつしのようである。もう少し工夫した答案がほしい。
○文字を丁寧に書いてほしい。　○余分のことが多すぎる。

四．総評は、各問に與えた指示と重複しないでなるべく関連性をもたせるようにし、適当の箇所に記入する。

1　不合格者に対しては、学習意欲のくじけないよう激励する。

例　○この成績にくじけてはいけません。もう一息です。
○よく考えて下さい。もう一歩の頑張りです。
○教科書をよく読めば必ずできます。頑張って下さい。
○大体わかっているようです。今一息の努力です。

2　不合格ではあるが、合格点に接近している者。

例　○実におしい、もう少しです。頑張って下さい。
○もう少しの努力です。必ずできるようになります。

3　合格点に達した者。

例　○大変（非常）によくできました。更に勉強を続けて下さい。
○一般によくできました。更に努力して下さい。
○よく解答しています。今後も勉強して下さい。
○大体理解している。もう少し頑張って見て下さい。

五．再提出させる場合には、総評の箇所に次の印を押し、なお再提出の印を押した生徒報告課題用紙を送付する。

注意された箇所をよく読んで
もう一度答案を出して下さい

2　問題が極めて成績が不良の場合再提出の必要あると認めたものには次の印を押しておくこと。

注意された箇所をよく読んで、この問
題だけの答案をもう一度出して下さい

六．質問に対しては、おおむね次の要領で回答し、参考となるべき事項は記録しておく。

1　質問に対しての回答は、ばくとした回答をさけ、その問題について再び質問されないように、詳細につとめること。

2　質問に対してもできるだけ講評することにつとめること。

例　○よいところに気がつきました。　○もう少し勉強して下さい。
○これはよい質問でした。　○質問の要旨をはっきりして下さい。
○教科書を十分に勉強して下さい。

【「八十年史」1952 年,p115･116、　「５年の歩み」1955 年,p34･35･36】

7-3．東京鉄道教習所「通信教育執筆の手びき」[11]を作成

通信教育が開講してのち教科書と指導書の編集・出版・生徒指導を一通り経験した頃、執筆者のための「教材執筆の手びき」を発刊することになった。1950 年 12 月作成の初版は B6 版 40 ページ、1951 年 12 月発行の改訂版は B6 版 92 ページであった。この手引きができたことで執筆が促進し、開講講座の増加に大いに役立ったとされている。(「五年の歩み」1955 年)

以下は改訂版の目次である。

「通信教育執筆の手びき」
第１章　通信教育の推進 ◎長所とされる点 ◎短所とされる点
第２章　通信教育教科書について
第３章　学習指導書について
第４章　通信教育教材執筆の要領 4.1　教材の規格 4.2　用語 4.3　外国書からの引用 4.4　教科書（テキスト）の形式 4.5　学習指導書（ガイド）の形式
第５章　通信教育補助教材（レッスンサービス） 5.1　生徒の勉学効果を現実的にするためのもの 5.2　生徒の学習効果を高めるためのもの
第６章　教材出版上の参考 6.1　一般的注意（出版前の注意） 6.2　活字の種類と大きさ 6.3　校正上の注意 6.4　校正記号 6.5　用字上の注意 6.6　"五十音順当用漢字音調表 用字用語送りがな例"
第７章　結語

この冊子には一般通信教育の長所が 8 項目、短所が 10 項目説明されているが、その次に書かれた言葉（下枠内）からも分かるように、講師（執筆者）たちに通信教育の意義を説明して執筆意欲を増進させるという目的で書かれたものでもある。

> 一般論的には以上のようにいえると思いますが、われわれがこんにち目ざしているのは一般教育ではなくて、職能教育の面なのであります。この一般教育とはちがった職能教育に通信教育の方法をとり入れたことには、以上述べました長所を利用するということ以外にもっと大きな理由があるのであります。と申しますのは職能教育なるものは、仕事をしながら勉学し、その勉学の課程においては、仕事をとおして理解を深め、勉学の結果を、直接仕事をとおして実現すること、すなわち、勉学と日常の仕事が直結していること、勉学は直ちに日常の能率向上という結果に導かれることにその本質があると思います。この点からみますと職能教育に通信教育の方法を利用することはまことに当然だといえると思います。われわれ国鉄における教育は、この職能教育に徹底せねばならぬことになっておりますが、ここに通信教育を採用した根本的な理由が存するわけであります。
>
> **東京鉄道教習所教材編集室「通信教育教材執筆の手びき」日本国有鉄道, 1951 年, p3～4**

７-４．中央鉄道教習所編「講師の手引」を作成

鉄道教習所や職員養成所の講師の中に、師範学校や大学教育学部で教育関係科目を学んだことのある者はほとんどいない。彼らは鉄道員として採用されたのであり、教員になるために国鉄に就職したわけではない。そのため、職務に精通したベテランでも講師として大勢の生徒を指導するのはおそらく初めての体験である。まして通信教育はスクーリング時以外には対面指導の機会がなく、新任教師でなくとも不安であった。そこで、彼らの不安を取り除いて早期に教育に習熟してもらうことを願って「講師の手引」が作成されたのである。

以下に 1958 年版「講師の手引」の「この本の読み方」と「講師の任務」の一部、および目次を記す。

「この本の読み方」より

いま、新たに講師を命ぜられて、あなたの胸中には教えることについての不安がただよっているのではあるまいか。しかし、これはあなたにかぎった体験ではない。あなたの眼には自信と落着きがうらやまれる先輩の方々も、やはり一度は経てきた体験なのである。そして、その自信と落着きとは講師としての才（歳？）月が贈ってくれたものなのである。

それにしても、教えられる立場とはちがって、教える立場にはそれだけ強くわれわれの心をゆすぶる問題がある、といわねばならない。それは何か？

まず、その一つは、教えるとはどういうことか。という問題だらう。一口にいって、それは、われわれの経験の蓄積を後進に伝えることだ。と思うが、さりとて、ただ洗いざらい話して聞かせればいい、カラダに仕込めばいい、というものではない。

そこで二つとして、どうすればいいのか。という問題が浮かび上がってくる。現実には歴史的な制度があり、歴史的な内容があり、また、研究の重ねられた方法があるのだから、あなたはとりあえず、その入口なりとものぞいておく必要がある、というものである。

この書物はあなたにこうした手助けをする目的で編まれている。だから、必ずしも章を追って読んでゆくには及ばない。当面の必要、当面の関心にしたがって読んでいただければいいわけである。しかし、いつかは、国鉄の職能教育に見とおしをつけるために、ぜひ全体を通読してほしいと思う。

また、読むこと自体に嫌気をおこされないようにとずいぶん気を配ったけれども、それでもいくつかの術語や表現があなたをなやますかもしれない。しかし、それはやせても枯れても教育学の一端が語られている以上、ある程度ヨギないことなのである。

どうか挫けずに先輩にたずねながら突破していただきたいものである。講師としての自信は今後の研鑽の間に得られるとしても、明日にさしせまったあなたの不安は多少なりとも和らげられてゆくことだろう。

中央鉄道教習所編「講師の手引」日本国有鉄道, 1958 年, p1～2

「講師の任務」より

あなた方は、講師となるまでは、その専門の知識技能をいかにして国鉄のために役立たせるかについて、日夜奮闘されてきたことであろうが、いま養成機関にその職場を変え、いままでの転勤とは全く異った感じを持つことと思う。

何年間かの現場生活から、突然教習所や養成所の職場に変わった時は、非常に途迷いし、何か参考になる手引書はないかと探すのが普通であろう。ところが、探しても目に入るものは、むずかしすぎて、新任の講師には全然歯が立たない。そして、うやむやのうちに数箇月経っても、まだ困っているという人がよくある。

そういうことのないように、できるだけ早く、講師として必要な最小限の教育上の知識や技術をわかってもらおうということから、この本は書かれたのであるが、それらのほとんどすべてがこれから後の各章で述べられている。

ところが、講師として必要なものは、このような知識や技術だけではない。それを使う講師自身の任務や心構えがいかにあるべきかをよく自覚して、生徒に接するか否かで、教育効果は随分異なってくる。

中央鉄道教習所編「講師の手引」日本国有鉄道, 1958 年, p5

目次および本文より		
この本の読み方		
1 講師となって	(1) 講師の任務	
	(2) 講師の心構え	イ 積極的に勉強すべきこと ロ 講師一致協力すること ハ 生徒の身になって ニ 養成の特殊性を知ること ホ 人間としての講師
2 国鉄の職能教育	(1) 国鉄職能教育のあゆみ	
	(2) 国鉄職能教育はどんな目的で行われるか	イ 知識 ロ 技能 ハ 態度
	(3) 国鉄職能教育はどのような方針か	イ 指導内容のあり方 ロ 指導のあり方
	(4) 国鉄職能教育はどのように分類されるか	イ 教育の目的別 ロ 教育の場別
3 指導計画	詳細は省略	
4 教室授業の進め方	詳細は省略	
5 実習と見学	(1) 実習させるには	イ 実習の内容 ロ 計画にあたって ハ 実施と留意事項
	(2) 見学させるには	イ 見学とは ロ 計画と実施 ハ 特に注意すべきこと
6 生活指導のしかた	(1) 生活指導とは	
	(2) 個人生活の指導	イ 欲求不満と人間の行動 ロ 欲求不満の対策 ハ 個人差とその扱い方 ニ 青年期の心理と扱い方 ホ 面接、相談、助言のしかた ヘ 個人生活指導の具体的場面
	(3) 団体生活の指導	イ 団体生活指導の必要性 ロ 公式組織と非公式組織 ハ 人間関係の型とその扱い方 ニ 生活指導の具体的場面
7 学級経営	詳細は省略	
8 通信教育	(1) 通信教育はどのように行われているか	イ 通信教育制度のあらまし ロ 教育はどのようにして行われているか ハ 国鉄通信教育の長所 ニ 国鉄教育における通信教育の立場
	(2) 通信教育の指導のしかた	イ 指導の基礎となる考え方 ロ 指導の準備と計画 ハ 質問に対する指導 ニ 報告課題に対する正しい認識 ホ 添削指導のしかた

		へ 学習グループの指導と面接指導 ト 指導講師の心構え
9 教育評価	詳細は省略	
付　　録	**詳細は省略**	

中央鉄道教習所編「講師の手引」日本国有鉄道,1958 年

自宅学習が基本の通信教育を除き、教習所（学園）での教育は基本的に全寮制であるため、きめ細やかな生活指導が必要となる。また、集合教育の場合は国鉄内外の施設を利用しての見学実習をする機会があるため、「講師の手引」にはこのようなことも説明されている。

7-5.「やりとり」は存在したのか

4（学校通信教育の問題点）での白石の主張は、通信教育は指導者と学習者との「やりとり」が必要であり、従来のような、間違いを直して正解に導く「添削」だけでなく、受講者を励まし鎮めることのできるメタ・メッセージの提供、受講者同士のコミュニケーション、学習者の心理的面に対する配慮などが必要だということであった。では国鉄ではどうだったのだろう。中央鉄道教習所において実際に通信教育を指導していた講師の回顧記事を見てみよう（通信教育五年の歩み　1955)。

ここには受講者に対する配慮の必要性など、講師はこうありたい、講師はこうあるべきだという思いが記されている。ここで分かるのは「スクーリング時にしか受講者の顔が見られない」通信教育の講師たちに、実は受講者の顔や人柄がよく見えていたのではないかということである。講師と受講生は単なる先生と生徒ではなく、鉄道員としては先輩と後輩の関係である。両者が同じ職種であったなら講師は受講生をより身近に感じたことであろう。下記に挙げた二人は中央鉄道教習所の講師であるが、全国の鉄道教習所（鉄道学園）講師も、きっと同じような気持ちで教育に取組んでいたに違いない。これは 60 年以上も前の記録である。

鉄道総論担当　B 講師　　「指導随想」

項目	内　　容
1	鉄道総論の一指導講師として、この苦しみの多かった過去 5 カ年のあとを振りかえって、感銘の深かった二、三の点について述べてみたい。
2	初期の受講生には通信教育の内容不案内のため、無理な講座を受講したり、素見的に受講したものが相当数に及んだので、随分手の焼けるレポートが送られてきた。
3	このような相手を落胆させないで、勉強を続けさせ、かつ添削に忠実なため、思案投げ首ペンを止めることややしばしに及ぶのであった。
4	多くのレポートの中には素晴らしいものも見出される。課題の要点をよく把握して極めて要領よく記述し、しかもそれは教科書の内容を完全に消化しておるばかりでなく、報告に取り入れられた職場の統計類が、長年にわたる実に立派なもので、受講生の職場の管理者にまで頭の下がる思いがする。 そのようなレポートに出会うと、むしょうにそこの職場を訪ねてみたくなるものである。
5	通信教育で残念に思うことは、折角の恵まれた面接指導の制度が、比較的利用されないことである。
6	あまり容易に受けられるので、そのありがたさが忘れ去られているのではなかろうか。
7	これに反して、少い人数ではあるが、私鉄の受講生が面接指導をほとんど 100 パーセント利用していることは皮肉である　。
8	横手機関区の某機関士は毎月 1 回年休をとり、往復 36 時間 21 分の旅をものともせず半年ほど続けて面接指導に通っている。更に続ける意気込みのようだ。面接指導にこれまでして通うことの効果のある無しはさておき、この超人的努力は人間として、

	国鉄職員としてかならず模範となれることを信ずるものである。教材も実によく勉強し、出席の度ごとに書き抜いて携行する質問事項は、なるほど一昼夜半以上も時間をかけて通うはずであるとうなずかれるほど多くのものが準備されている。この努力に対し、指導講師として報いうる指導をと、自然とこちらも特別サービスに張り切るのである。
9	通信教育も時の経過につれて、現場においてその価値が認識され、受講生の活動は次第に活気を呈し、これが単に終了者完了者として統計上にあらわれるだけでなく、質の向上が見逃せないことである。それは最近の終末試験の答案が雄弁にこれを物語っている。その合格率が向上しているだけでなく、答案をとおして生徒が教科書の内容を十分消化して自分のものとしておることのうかがえるものが次第に多く見られるようになったことである。
10	この期に国鉄通信教育が、Ｐ.Ｔ.Ｓ相ともに辛抱強く向上への途を押し進むならば、かならずや日本一の名にふさわしい成長を遂げるものと信じられるのである。

一部省略あり　**【中央鉄道教習所「通信教育五年の歩み」日本国有鉄道,1955 年, p 98～100】**

物理化学担当　A 講師　　「指導講師の役割」

項目	内　　容
1	通信教育においては、一般にしかも常に完全なるテキストやガイドブックは得難いものであってみれば、常時の指導を通じて、テキストやガイドの改善への資料を整え、制度や事務処理についての学習指導上からの改正という事柄についても、問題点の発見という任務も指導講師に求められる。
2	レポートを通じての学習指導だけを取り上げてみても、画一に右から左へという具合には参らない。受講生つまり生徒たるものの個々の実態は全くバラバラである、年令・職種・学歴・学習目的・生活環境などを異にした生徒を相手にするのだから、個別的に指導の味を変え手を変えなければならない。
3	通教生の多くは、いろいろな事情で、自己の学力、技能の補則の必要を自覚して受講している者が多い。したがって、中には足まではとらないまでも、手を取るような指導をしなくてはならない場合がある。実際はむしろそれが多い。しかも、口で、身振りでやるところも文章にしてそれをやるのだから、芸を要するではないか。
4	“通信教育の指導講師は、出て来るレポートを、赤インキで添削しておればよいんだろう”などと、安直に、心得えたようにおっしゃられたのではたまらない。一般にもそうであろうが、他所目にうかがいみて知っているとか、ジャーナリスチックに親しみがあるというのと、本当に理解しているのとは画然とも区別されなければならない。指導講師の役割やその作業内容についての質的立場からの見解を持ち合わせての評価なら頂戴もしようではないか。
5	講座にもいろいろある。だから、レポートといっても、課題の形式・内容とからんで大いにその性格を異にしている。輸送契約論などという２部の講座になると論文的であり、法律論議的なもののようだが、このようなものは、傍でのぞいてみても、小説を読む工合に、スウーというわけにはいかない。よい考えのところは「よし」とか何とかほめ、誤っているところは「いけない」という指摘のもとに指導し、評言を加えるのだから、まして斜に読むなんていうことは絶対行えない。よい評言、適切な指導をと努めれば努める程、精読してかからないわけにはいかないのである。中には、句読点の打ってない、行間なしの乱暴な字と来たときには、つくづく指導講師も泣かされる。指導講師は、読解力と根気が必要。
6	「ええい！　こんなのが読めるものか」なんて心につぶやいても、それが、油のにじんだ手で一生懸命書いて寄こしたもの、どんな風に赤字を入れて先生が返して呉れるかと待っていることを思うとき、心をとり直して読みこなしていく。

	時には一時間もかかる。
7	「もっと勉強しなさい！」と頭ごなしに言っても、青年心理は反撥性をもっているから効果的でない。「この頃は長野の山々も色づいて来たことでしょう。この凌ぎよい時候に一馬力かけなさい。若いあなたの力を一ぱい出して……。次のレポートを楽しみに待っています。！」と唱うのである。こうやれば、旬日を出ないで、再提出のレポートがやってくることが多い。要するに、望ましい学習態度に引き入れる。そうしておくと、あとは比較的楽に指導が行える。
8	学科内容からいえば（小生は物理・化学を担当しているが）例えば「力のモーメント」という物理的アイデアを的確に把握させ、それによって、てこも滑車も輪軸も皆統一的に理解出来ることを知らせる。そのことによって、物理という学問やそれらの応用の技術がいかに学ぶに値するものであるかに目を向けさせる箇所を設けておく。そうすれば、おのずと学習意欲が興味によって燃え上るというものである。また、生徒の職場に応じて、「あなたの職場でよく使われる○○という道具や機械もこの原理を応用したものである。よく検討してみなさい。出来れば、道具をスケッチして力学的に力の関係を考究してみなさい！」という工合に、労作的学習、課外学習などを、出来のよい生徒には一段と進んだ学習へと向けさせるのである。
9	生徒を机の向側においているような想定のもとに、レポートに向い、レポートの内容、指導カードの記載事項から、生徒の趣をかぎ出して、創作的に赤ペンを走らす。指導講師は浮び上る詞藻を滑らかにペンに乗せうる人でなくてはならない。また洞察力、総合的判断力にたけており、心理の研究者でもなくてはならない。
10	生きた指導、血の通った指導、赤ペン一本で学習をいきいきさせる技術者にして心理学者、エレガントな評言と助言を、幾百もの燈火のもとに送りこむ。 その人の名こそ指導講師である！！

一部省略あり　**【中央鉄道教習所「通信教育五年の歩み」日本国有鉄道,1955 年, p 100～103】**

終わりに

1987 年 4 月 1 日、民営化により日本国有鉄道浜松工場は東海旅客鉄道浜松工場となった。これに伴って改善提案活動は一気に盛り上がった。それまでは合理化や労働強化につながるという理由で規制されていたものが、民営化により自由に創意工夫を発揮しても良いようになったのである。ところが、このことが職場管理者に大きな問題を引き起こすことになった。提案の件数が飛躍的に伸びたため、評価に時間がかかり過ぎて本来業務に手が回らないようになってしまったのである。

通信教育では報告課題に点数をつけたりコメントを入れたりするが、これと同じことを提案活動でも行わなければならない。提案者には内容に見合う報奨金が供されるので、評価段階に応じた点数をつけなければならない。その評価が正しいことを納得させるコメントも書かねばならない。

この作業は各職場にいる数人の助役が行うのだが、一つの職場で毎月千件超の提案票が提出されるようになってしまった。管理者たちが一番悩んだのはコメントである。たった一行のコメントが書けないのである。民間企業になっても働いているのは元国鉄職員だから、いい加減なことはできない。技術的には大変に優秀な人たちが困り果ててしまったのである。筆者は改善提案を担当していたので彼らの苦しみがよく理解できたが、上部機関に何度相談しても解決策は示されず、却ってこの方式を厳守するよう求められる始末であった。これと同じようなことが発生することを、昔の通信教育推進メンバーは危惧したのである。

国鉄で通信教育の応募者数が凡そ分かってきた頃、最も驚いたのは実務に携わる講師たちだったに違いない。対面指導ならば言葉で即時に対応できるが通信教育はそれができない。そのために、自衛手段として通信教育指導要領というマニュアルを整備したのである。

例外もあろうが、鉄道員は規程に従い規程を頼りにして働くのが一般的である。本稿には規程、要領、基準などの言葉が処々に登場する。だが、これらは鉄道員の行動を縛るためのものではない。むしろ、鉄道員の業務を安全、円滑に遂行させるための手がかり、あるいは道標の性格を持つものだったと理解する

べきである。通信教育という大プロジェクトを立ち上げることになった国鉄職員たちに、規程や標準がどれほど大きな支えとなったのだろうか。

受講生の勧誘から始まって実施後の軌道に乗せるまで、国鉄ではたくさんの施策を実施したが、表 1 で分かるように、受講生を支援する施策の方が講師に対するものより格段に多い。だが、それでも国鉄の通信教育が成功したのは、初回の講習会から実務を担当する講師を参加させたことと、初期の段階で添削指導マニュアルを作っておいたことが大きな要因だったのではないかと思うのである。受講生に親切丁寧な対応をし、彼らが最初に持っていたはずの向上心をますます引き揚げるのが指導講師の役目である。講師の負担を極力減らし、彼らが能力を最大限に発揮できるようにという願いをこめて作成したマニュアルが功を奏したのである。

ヤング博士が「リポート指導における迅速、丁寧、正確」を説いたのは、終戦から 5 年ほど経過した 1950 年から 51 年にかけてのことと思われるが、それから 15 年を経てもなお学校通信教育で同じようなことが起こっていたのはなぜだろう。石原、鈴木、白石の 3 人が挙げているのは全て指導者側の問題である。IFEL の通信教育ワークショップで指導者たちは一体何を聞いていたのであろうか。どれほどの人が通信教育を本当に必要な教育システムだと思っていたのであろうか。通信教育は場末の教育システム、こんな気持ちが教育専門家の心の底になかったと言えるのだろうか。そもそも、学校通信教育に携わる人たちに受講生の顔は見えていたのか。

参考資料

・鈴木克夫「村井実と通信教育（趣旨）」日本通信教育学会報通巻 42 号,2014 年
・星野守之助監修「国鉄人事管理」鉄道研究社,1961 年
・高田虎蔵「國鐵の通信教育について」産業訓練 4 月号，1950 年
・「昭和 26 年度　鉄道要覧　（総括編）」日本国有鉄道，1952 年
・岡田秀穂「国鉄における通信教育」運輸界 10 月号，1955 年
・職員局養成課「通信教育 10 年史」日本国有鉄道，1960 年
・中央電気通信学園「中央電気通信学園史」日本電信電話公社，1970 年
・静岡鉄道学園「レッスンサービス　不二　No.111」日本国有鉄道，1973 年
・交通協力会「日本国有鉄道百年史　通史」日本国有鉄道，1974 年
・静岡鉄道学園「レッスンサービス　不二　No.121」日本国有鉄道，1976 年
・情報システム部「鉄道要覧」日本国有鉄道，1976 年
・日本国有鉄道「総務関係法規便覧　追録第 38 号」交友社，1984 年
・日本国有鉄道清算事業団「鉄道要覧」東日本旅客鉄道株式会社，1987 年

注

1 国鉄は 1949 年 6 月 1 日から 1987 年 3 月 31 日まで公共企業体として存在した日本国有鉄道の略称である。本稿では、公共企業体移行前の、政府機関により運営されていた鉄道を官立鉄道と呼ぶ。ちなみに、1869 年 11 月 10 日（太陽暦 12 月 12 日）の鉄道建設廟議決定以来、鉄道管轄機関は大蔵省、民部省、工部省、内閣鉄道局、内務省鉄道庁、逓信省鉄道庁、逓信省鉄道局、内閣鉄道院、鉄道省、運輸逓信省、運輸省と変化しており、2001 年 1 月 6 日からは、運輸省、建設省、国土庁、北海道開発庁を母体とする国土交通省が、民営化されてＪＲグループとなった旧国鉄を管轄している。

2 対日占領期の教育指導者講習会

3 W･R･ヤング、1950 年 9 月 18 日から 51 年 3 月 28 日まで 4 期に亘って開催された通信教育に関する教育指導者講習会の講師を務めた。**【学会概要「発足の経緯」日本通信教育学会】**

4 旧制高校若しくは大学予科と同等以上の教育を授ける専門部と、旧制中学校と同等以上の教育を授ける中等部の 2 コースは修業期間 3 年、専門技能を学ぶ専修部も最低 3 カ月から 1 年であった。また、専門部、中等部、専修部のいずれにおいても、数学、国語、英語などの 科目が必須であった。

【東京鉄道教習所編「鉄道教習所諸令規集」1948年4月，p5～52】

5　1948年3月9日にCTS（総司令部民間運輸局）から運輸次官に手交された覚書をさす。
覚書の内容は次のようなものであった。

・運輸省の行う教育計画は、同省従事員の専門的業務と適切の関係を有し、かつ同省以外の教育機関においては実施しえない種類のものに限られるべきものである。
・運輸省の教育機関に従事員の教育を委託している運輸省以外の政府機関は、運輸省に対して該教育に要する費用を弁償すべきものである。

「国有（官立）鉄道における教育は職能学科に限定すべきであり、一般大衆の負担による収入で必要以上に普通学科を施すのではなく、文部省系統の諸学校に任すべきである。」ということであり、文部省管轄による学校と同程度に修業期間が長く、普通学科も多過ぎることを指摘されたのである。

【中央鉄道学園「大学課程史年表」1975年5月，p39】

1946年（昭和21年）の鉄道教習所規則によれば、専門部と中等部の修業期間は3年、専修部29科の修業期間は最長1年、最短3月、平均7カ月である。さらに、専門部は公民・国語・哲学通論・英語・数学・物理・化学・統計学、中等部は公民・国語・英語・歴史・地理・数学・物象・生物、専修部も公民・国語・英語・数学・物象と、たくさんの普通学科が必修である。

【東京鉄道教習所編「鉄道教習所諸令規集」1948年4月，p5～52】

このことはCTSの指摘が誤りではないことを示している。敗戦後の混乱の中から鉄道を再生するには、施設・車両の整備とともに、多数を占める低学歴職員に対する教育の普及と充実が急務であった。しかし、鉄道教習所や職員養成所に多くの人員を収容して長期教育を施すことは、財政・施設・教育能力の面からも達成は不可能であり、通信教育導入という結論に達するのはむしろ当然のことといえる。

6　モス（Louis.Q.Moss）はCIE（民間情報教育局）の職業教育担当官代理兼成人教育顧問、元フィラデルフィア海軍工廠徒弟学校の教師。
「日本人に厳しいだけでなく、同僚に対しても冷たい野心家。戦後日本の職業教育・技術教育の改革について日本人と対話や談合をすることは殆どなく、日本側担当者に改革案を出させ、気に入れば承認、さもなければ何度も案の練り直しを命じ、最後には「この通りやれ」と自国の職業教育のパターンを提示するだけであった。」と、長谷川は回顧している。

【長谷川淳「戦後日本の技術教育史」技術教育研究創刊号,1972年，ｐ５】

モスの職務能力や人間性に関して否定的な評価をしているのは長谷川ばかりではない、佐々木に至っては「職工上がりの軍人…」という扱いである。

【佐々木輝雄職業教育論集第二巻「学校の職業教育―中等教育を中心に―」多摩出版,1987年,p153】

しかし、国鉄部内資料におけるモスの評価は低いものではない。本論で示したように、彼の指摘を正当なものとして受け止め、実施に向けて突き進んでいる。国鉄の通信教育が概ね順調に推移したのは、養成・教育担当者たちが「職工上がりの」モスに対して負のイメージで接しなかったからではないだろうか。
その後の通信教育の発展ぶりを見れば、学者たちから蛇蝎のように嫌われたモスは、国鉄通信教育の恩人と言えないこともないのである。

7　1948年度における全職員数は女性を含めて604,243人、このうち、下級職の鉄道手と雇は　計406,510人（うち女性は30,252人）であった。

【「昭和23年度鉄道要覧」日本国有鉄道，1943年，p120.121】

8　技術教育も含め、鉄道にとって通信教育は大変に有利な教育方法である。

・鉄道は配達業務と教育機構の２点についてはお手のものである。
・鉄道は各種分野の総合技術であり、養成教育には極めて都合が良い。
・講師陣営が多彩である
・受講者が全国的に分布している

・各分野の実務を指導できる講師が各地にいる。

【中央鉄道教習所「八十年史」日本国有鉄道,1952, p 221】

・学習内容と職務内容が直結することが多い

・勉強している内容が職場やその近辺にある

・学習内容について、上司や先輩から現場で直接指導を受けることができる

・一般的には困難とされる理科系・技術系科目も通信教育形態での実施が可能

・通信連絡が容易

・適当なクレジットを織り込むことで学習意欲が高まる

【岡田秀穂「国鉄における通信教育」産業訓練 4 月号,1955 年, p 54】

[9] 通信教育を導入した当初は国鉄幹部からの否定的な反応が多く、存立を危うくされるような動きもあった。

・5 年以上もかかってまだ教材は 65%しかできていない

・（教材は）あと何年したら全部出来るか

・この辺で（通信教育を）打ち切ってしまったらどうか

・受講者の割合に修了者の数が少なく効率の悪い教育方法である

・通信教育など余計なものを始めたから、それだけ定員と予算が余分にかかる

・通信教育を実施した効果が目に見えて来ない

・通信教育の効果、利益を数字で表わせ

このような批判に対し、通信教育担当者は次のような思いを持っていた。

・教育の効果は金銭にはかえがたいと言わざるを得ない

・敗戦後の読物のない時代、通信教育は国鉄青年職員に心の糧を与えてきた

・敗戦後の虚脱状態から勤労意欲を回復させ、業務能率向上に寄与してきた

・通信教育の業績を、国鉄部内においても、もっと高く評価していただきたい

・通信教育の成長を見守ってやろうという寛大さを持ってもらいたい

【中央鉄道教習所「通信教育五年の歩み」日本国有鉄道,1955 年, p 4】

[10] 職員局養成課「通信教育五年の歩み」日本国有鉄道,1960 年, p 80. 81